平成２４年（フ）第４７２９号
東京都足立区東和４丁目１―11―102
債務者　鈴木　美勝
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉　宜子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９６７号
東京都日野市多摩平６丁目19―１―301
債務者　西城　　優
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　孝彦
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７号
静岡県富士市神谷新町241番地の２
債務者　増田　久雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　利朗
4　破産債権の届出期間　平成24年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４９２５号
東京都港区南青山１丁目３―17―1207
債務者　古家　英雄
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　智子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７５５号
東京都江戸川区下篠崎町２―３―101
債務者　舩山　一彦
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋定　和宏
4　破産債権の届出期間　平成24年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１６号
広島県呉市東川原石町６番32号
債務者　武藤八千代
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３２号
広島県呉市中央６丁目８番３―201号
債務者　岡段　平和
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４０号
広島県呉市宮原10丁目９番４号
債務者　山本かつ子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第９号
高知県高岡郡四万十町琴平町８番31号
債務者　池田美栄子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１７号
福岡県嘉麻市上山田683番地
債務者　水上　泰敏
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２７号
佐賀県鹿島市古枝乙1035番地２　特別養護老人ホーム好日の園
債務者　竹本　　勇
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４１号
佐賀県西松浦郡有田町広瀬山甲2155番地１
債務者　中野　直美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４８号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1814番地323
債務者　増輪　　忍（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３７８号
大分市大字羽屋855番地の１　ボヌール羽屋G101
債務者　秋好　　恵
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４４７号
大分市大字古国府1355番地の２　リバーサイド花園85―205
債務者　大坪　香織
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
岩手県花巻市下小舟渡98番地３　シティハイム小舟渡105号、前住所岩手県花巻市二枚橋町南１丁目40番地８
債務者　小野寺　清
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部